

大東市自治基本条例試案（解説）

前 文

大東市は、多くの河川や水路、飯盛・生駒の緑豊かな自然環境に恵まれ、人情深い河内の風土のもと、野崎まいりやだんじり祭りなどの伝統文化が大切に育まれながら、活気あふれる都市の街並みが続くまちへと発展してきました。

私たちは、先人たちの英知と努力によって今日の姿があることに感謝の気持ちを忘れず、自然環境、人のつながり、歴史と文化、産業集積、生活基盤の充実などの誇るべき財産を、未来を担う子どもたちへと引き継ぎ、個性豊かで自然の恵みと都市の住み良さが共生するまちを目指します。

そのためには、地方自治の原点に立ち戻り、私たちのまちを自ら創り育てるという強い信念をもって、多様な主体が連携し合い、協働のまちづくりを進め、自立した市政を実現していかなければなりません。

私たちは、市政に参画し、一人ひとりの基本的人権が尊重され、子どもから高齢者まで誰もが安心して住み続けることのできる大東市を創造するため、ここに最高規範としての自治基本条例を制定します。

【解説】

大東市自治基本条例は、大東市の自治における基本的な制度や権利などを定め、市の最高規範に位置づけられています。前文は、自治基本条例制定の趣旨を明確にするために設けるものであり、この中で、条例制定の背景、目指すべきまちづくりの理念とその手段、制定の決意等についてわかりやすく規定しています。

第1段落では、恵まれた自然環境と大切に育まれてきた伝統文化によって、大東市が今日のまちへと発展してきた過程について規定しています。

第2段落では、先人たちの築いてきた諸財産を次世代へと引き継いでいくことと、本市がどのようなまちを理想としているかということについて規定しています。

第3段落では、前段落で掲げた理想とするまちの姿を実現する手段として、多様な主体が連携し、協働してまちづくりに取り組んでいくことが重要であることを明らかにしています。

第4段落では、自治基本条例が、本市の条例における最高規範としての位置づけであることを規定するとともに、この条例を制定する決意について高らかに宣言しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、自治の基本理念を明らかにし、市民、事業者、議会および市長等の役割と責務その他自治に関する基本的事項を定めることにより、ここ大東市において真の地方自治を実現することを目的とする。

【解説】

この条は、本条例の目的を規定したものです。

大東市の自治の基本理念については、前文や条文全体を通じて明らかにしています。

真の地方自治を実現するためには、市政の担い手である市民、事業者、議会、市長等(補助機関を含む市の執行機関をいう。)のそれぞれの役割と責務その他自治の基本的事項を定め、これを各主体が遵守することが必要です。

「真の地方自治」とは、自治体の運営に広く住民が参加することにより、地域内の課題解決をその地域の住民と自治体が協働して行うという「住民自治」と、地方の運営は、自治権を持つ市町村が自らの力で国から独立して行うという「団体自治」の両方が、実質的に推進されることだと考えています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号における用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるとおりとする。

- (1) 市民 市内で在住、在勤または在学する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (3) 市長等 市長、教育委員会その他の市の執行機関をいう。

【解説】

この条は、本条例において、条例全般に使用され、かつ使用頻度の高い用語の定義を規定したものです。

この条における定義の効力は、基本的に本条例と関連する規則に限られ、他の条例に及ぶものではありません。

なお、市民の定義には、付与される権利と、課せられる義務の関係や、真の自治の主体は、住んでいる人であるという理由から、「市の在住者に限る」という意見がありますが、自治基本条例では、多くの人々が市政に参加するという「市民と行政の協働」を大きな柱の一つとして位置付けているので、市民の定義を「広義の市民」としています。

(参考) 「市の執行機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、農業委員会をいいます。

(最高規範性)

第3条 この条例は、本市の自治に関する最高規範であり、他の条例や計画等は、この条例の趣旨を十分に尊重し、整合性を図るとともに、市民、事業者、議会および市長等は、これを誠実に遵守しなければならない。

【解説】

この条は、本条例が、最高規範性を持ち、市の他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用にあたっては最大限尊重しなければならない、市民、事業者、議会及び市長は、「大東市の憲法」ともいわれているこの条例を誠実に遵守する義務がある旨を規定しています。

この条例は、大東市の最高法規なので、例規(条例、規則、規程、要綱など)や計画などを新たに策定する場合は、自治基本条例の趣旨に反しないように制定しなければなりません。また、既存の例規に反する部分があれば、改正または改訂を行うか、例規または計画そのものを廃止する必要があります。

第2章 市民と事業者

(市民の権利と責務)

第4条 市民は、法令（条例を含む。以下同じ。）に定められた権利を有するとともに、市政に関し、情報を知り、参画（政策の立案、実施、評価その他の各段階において主体的にかかわり、行動し、意見を述べることをいう。以下同じ。）する権利を有する。

2 市民は、法令に定められた義務を果たすとともに、市政に参画する場合にあっては、自らの行動に責任を持たなければならない。

【解説】

この条は、市政を市民と行政などが協働で進めていくうえでの、市民の権利と責務について規定したものです。

まちづくりの主体である市民は、法令に規定されている権利を行使する場合には、課された義務を果たすべきことを再確認しつつ、市政に参加する権利を持っています。

市政に参画する権利を行使しない場合であっても不利益な取り扱いをされることはありませんが、参加する場合は、公益の視点を持った行動をするなど、自らの主張や行動に責任を持たなければなりません。

(事業者の権利と責務)

第5条 事業者は、前条の権利と義務を有するほか、地域社会の一員として、事業活動において環境との調和を図り、公益的な活動に協力し、健全な事業活動を行わなければならない。

【解説】

この条では、事業者が個人に比べてまちづくりに大きな影響を持っていると考えられるため、敢えて事業者の権利と義務を規定するものです。

事業者には、市民と同様の権利と義務のほかに、公益活動に協力するなどの地域住民に配慮した事業活動を行う義務があることを規定し、この義務を果たすことにより、地域に根付いた事業者として評価されることを期待しています。

第3章 議会

(議会の役割と責務)

第6条 議会は、直接選挙により信託を受けた議員によって構成される市の意思決定機関であり、市長等の市政運営を監視し、牽制^{けんせい}し、調査する機能を有する。

2 議会は、法令に定める権限を行使し、政策を立案する機能を充実させることにより、民意を反映させた市民自治の推進に努めなければならない。

【解説】

この条は、市民の代表である議会の権能(役割)と、果たすべき責務を規定しています。議決機関である議会は、市の意思決定機関であり、執行機関である市長等が行う行政運営を監視、牽制および調査することにより、その方向を正していく役割があります。

また、議会には、議決を通して、地方自治法などに定められている権限を行使し、民意を大きな視点から市政に反映させ、大東市を健全に発展させ、市民の福祉を増進させるという目標があります。

さらに、このことを通じて、地域内の課題を地域住民が自ら解決出来るような市民自治が根づくように努める必要があります。

(開かれた議会)

第7条 議会は、議会活動に関する情報を市民にわかりやすく説明しなければならない。

2 議会は、会議の公開や、情報の積極的な提供により、市民と情報を共有し、開かれた議会運営に努めなければならない。

【解説】

この条は、「開かれた議会」であるため、議会活動を市民にわかりやすく説明する責任(アカウンタビリティ)があるとともに、市民に対して、会議を公開し、情報を積極的に公開または提供する努力義務があることを規定しています。

これにより、行政と市民だけでなく、行政、議会、市民が情報を共有し、まちづくりを協働で進める体制を整備していかなければなりません。

(議員の責務)

第8条 議員は、市民の代表者として、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、自己研鑽^{けんさん}に努めなければならない。

【解説】

この条は、議会がその役割と責務を果たすために、議員も重要な役割を担っており、果たすべき責務があることを規定しています。

第4章 市長

(市長の役割と責務)

第9条 市長等は、地方自治の本旨に則り、その権限と責任において、多様化する市政の課題に対し、必要な施策を的確に選択して総合的かつ計画的な市政運営を行うとともに、創意と工夫により財源の確保に努めなければならない。

2 市長等は、市民および事業者（以下「市民等」という。）と市政の課題を解決するために、協働（それぞれの自覚と責任の下にその立場や特性を尊重しつつ、対等の立場で協力して取り組むことをいう。以下同じ。）に努めなければならない。

3 市長等は、まちの活力を生み出し、豊かな市民生活を実現するため、事業者の創意工夫による活動に対して必要な支援を行わなければならない。

【解説】

この条は、市長等（市の執行機関）の役割と責務を規定しています。

市政の課題は複雑多様化する傾向にあります。市がその全てにこたえることは人的にも財政的にも不可能であり、それは住民の地域力を育む上でも芳^{かんば}しいことではありません。そのため、第1項では、市は事業の費用対効果、市民生活への影響度などを総合的に考慮し、本当に必要な施策を選択して実行する必要があることを定めています。

また、地域特性を活かし、豊かな地域社会を築き上げるためには、行政が市民や事業者など多様な主体と協働することが不可欠です。そのため、第2項では、市長は、多様な主体との協働のまちづくりを推進しなければならないことを規定しています。

さらに、事業者が健全な活動を展開することが地域経済の発展や人々の賑わい等まちの活力を支え、市民が豊かな生活を過ごすために不可欠ですので、第3項では、市長は、創意工夫により活動している事業者に対して必要な支援を行わなければならないことを規定しています。

第5章 市政運営

(総合計画)

第10条 市は、計画的な市政運営を行うため、総合的な計画(以下「総合計画」という。)を策定しなければならない。

2 市は、総合計画が社会の変化に対応できるよう常に検討を加え、必要に応じて見直しを行うものとする。

3 市は、総合計画に基づく事業の実施に当たり、行政経営の視点から、最少の経費で最大の効果をあげる手法を選択し、市民満足に努めなければならない。

【解説】

この条は、大東市の市政運営は、総合計画に基づき計画的に行うべきであり、総合計画は社会の変化に柔軟に対応出来るよう常に検討を加える必要があることを規定しています。また、事業の実施にあたっては、最少の経費によって最大の効果を上げる方法を選択し、市民の満足を最大限に追求すべきであるということを規定しています。

「行政経営の視点から」とは、人的資源・物的資源・財源など行政資源を最も効果的・効率的に配分するという視点を持たなければならないことを意味します。また、「市民満足に努める」とは、個人の利益に迎合するのではなく、市政を全体的に考えて市民が納得できるような施策を行うことを意味します。

(財政運営)

第11条 市は、総合計画を踏まえた財政計画を策定し、健全で持続可能な財政運営を行うとともに、財政状況をわかりやすく公表しなければならない。

2 市は、市の財産について、適正な管理と効率的な運用に努めなければならない。

【解説】

この条は、財政運営の基本原則を規定しています。

財政運営は、健全で持続可能であることを目標とし、総合計画を踏まえた財政計画を基本として行う必要があることを規定しています。財政状況は、市政運営の基本指標であることと、市民側からの監視という側面があることから、これを市民に分かりやすく公表しなければなりません。

また、市の財産に関しても、市民共有の財産として適切に管理し、効率的な運用を行うことを規定しています。

(行政評価)

第12条 市は、行政資源を効果的に配分するため、事業や施策の効果を明らかにする評価制度を実施し、その結果をわかりやすく公表しなければならない。

【解説】

この条では、市の行う施策や事業の執行による具体的な効果を明らかにするため、行政評価制度を実施し、その結果を市民に分かりやすく公表しなければならないことを規定しています。

大東市では、平成15年度には事業の一部を対象に、16年度からは全事業を対象に、行政評価制度の試行を行っています。行政評価制度とは、評価結果に基づき、施策の見直しや拡充などを行うとともに、予算の編成に反映させることで、企画立案 実施 評価 改善という事業サイクルを定着させていこうというものです。

(行政手続)

第13条 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民その他関係者の権利利益を保護するため、行政手続の基準を明確にしておかなければならない。

【解説】

この条は、行政手続の明確化を行う必要であることを規定しています。行政手続の明確化により、市政運営の公正を確保し、透明性の向上につながり、ひいては市民の権利を保護し、信頼性の高い市政を実現することができます。

行政手続法は、平成6年10月1日から施行されており、平成11年4月1日からは、同法に準拠した大東市行政手続条例を施行し、「申請に対する許可の基準(審査基準)」「申請に対して結論を出すまでの期間(標準処理期間)」「不利益な処分を下すときの基準と理由の明記(処分基準)」「行政指導の基準」などについて事前に定めるよう規定しています。

(情報公開)

第14条 市は、施策の立案から実施、評価に至るまでの過程について、わかりやすく説明しなければならない。

2 市は、市民の知る権利を保障し、市政への参画を促進するため、必要な市政情報を積極的に提供するものとし、市政の推進に役立つ情報については、市民等からも積極的に市に提供するなど、互いに情報を共有できるように努めなければならない。

3 市は、市民等との相互理解を深めるため、直接対話する機会を設けることに努め、対話にあたっては、市民等が参加しやすい環境を設けるものとする。

【解説】

この条は、市の説明責任と情報公開、情報共有について規定しています。

説明責任は、市が市民との協働や情報の共有化を図るうえで最も基本的な原則です。市の考え方を市民が理解出来るよう説明することがコミュニケーションの第一歩となるからです。行政の説明責任を高めるためには、事後の情報公開ばかりでなく、施策の立案から実施、評価に至るまでの過程において分りやすく説明することが大切です。

市が保有する情報は税金等によって作成されたものですから、本来は、市と市民の共有物といえます。市と市民の相互信頼に基づく協働のまちづくりを進めるにあたっては、市からの積極的な情報提供とともに、市民からの積極的な情報提供も必要で、相互の情報のフィードバックにより効果的な市民サービスが可能となります。さらに、情報共有を効果的なものとするために、直接対話の必要性についても定めています。

大東市では、平成9年10月1日施行の大東市情報公開条例において、「説明責任」「市民の知る権利」が規定され、市がその活動状況を積極的に市民へ提供していくことで、透明で開かれた市政運営を推進する必要があります。また、会議の公開は、情報公開条例を根拠に大東市審議会等の公開に関する規程が定められ、平成14年から実施しています。

(個人情報保護)

第15条 市および事業者は、個人に関する情報を保護するための適切な取り扱いを徹底し、個人の権利利益を保護するため、必要な措置を講じなければならない。

【解説】

この条は、現代の高度情報化社会において重要なものとなっている個人情報を保護するための基本的な考え方を規定しています。

大東市では、平成9年10月1日に大東市個人情報保護条例が施行され、市が市民のプライバシーを守るため、個人情報を適正に管理し、保護措置を講じることを定め、事業者や市民に対しても個人情報の保護を求めています。

(組織、職員等)

第16条 市は、市政の課題に的確に応えることができる知識と能力を持った人材の育成を図り、効果的な組織運営の確保に努めなければならない。

2 職員は、全体の奉仕者として市民等の信託に応えることができるよう、職務遂行に必要な能力の向上に努めなければならない。

【解釈】

この条は、市の組織体制の整備や、職員の資質向上についての基本原則について規定しています。

現在の地方分権制度の進展などに関し、時代変革に柔軟に対応できる効率的で機能的な組織体制や、市政の課題に的確に対応し、市政の充実に資するための職員の資質向上が求められ、計画的な対応策が必要になってきています。

また、職員についても、市民と協働してまちづくりを進めることを念頭に、職務遂行に必要な能力の向上に努めなければならない旨を規定しています。

(法令遵守)

第17条 市および職員は、職務に係る倫理を保持するとともに、法令を順守し、公共の利益のため、公正かつ誠実に職務を行わなければならない。

【解説】

この条は、地方公務員法に規定される職員の法令遵守義務などによる服務上の義務を再確認しています。

市および職員は、市民の信託を受けて職務を行うわけですから、公正かつ倫理を保持することは当然の義務といえるでしょう。

「法令遵守」とは、そもそも、行政などが法律を犯したり、恣意によって法令解釈を曲げてはいけないという趣旨ですが、一方、自治体には自主的な法令解釈権があって、地域の実情に応じた法令解釈を自ら積極的に行うことで、地域特性に立脚した政策を実現することができます。職員は、法令についての調査研究を重ね、積極的・自主的に、適正に法令を解釈し、法律を使いこなしていかなければなりません。

(公益通報)

第18条 市は、公益通報(市政の適法かつ公正な運営を確保するために、違法な行為について職員等から行われる通報をいう。)を受ける体制を整備するとともに、通報者が通報により不利益を受けないよう適切な措置を講じなければならない。

【解説】

この条では、平成18年4月1日から公益通報者保護法が施行されることに伴い、同法の適用(法の対象外である違法行為を含む。)を受ける場合の体制を整備するとともに、通報者が不利益を受けないよう適切な措置を講じることについて規定しています。

市政に違法な行為が発生、またはその恐れがある場合に、これを最も的確に把握出来る立場にあるのはその事務に携わる者ですが、違法性を公表すると、自らに不利益を招くとの懸念から、その事実が放置され、秘密として覆い隠される可能性があります。これは、違法な状況を未然に防ぐ制度であると考えています。

(広域行政)

第19条 市は、国、大阪府および他の自治体と対等、協力の関係を保ちつつ、共有する課題に連携して適切に対処するよう努めなければならない。

【解説】

この条は、大東市と国や大阪府とは上下関係ではなく、対等の関係ということを明記して、対等、協力の適切な役割分担を行うことで、自立した地方自治を確立することと、広域的な課題に対しては、近隣の地方公共団体との協力による広域的課題の解決が必要であることを規定しています。

広域的な課題の具体的な例としては、ごみ処理(産業廃棄物)、消防、地域医療、環境問題(地球温暖化防止、地下水涵養、地下水汚染ほか)、交通問題、道路行政、経済活動、人的な交流、文化交流、国際交流などの問題点が考えられます。

広域行政は、具体的事案になると、関係自治体の思惑の違いが明らかになり、その推進が難しくなることが予想されますが、総体としての市民サービスの向上のため、広域的な課題に対しては積極的に取り組んでいく必要があると思われます。

第6章 協働と参画

(協働のまちづくり)

第20条 まちづくりには、市民等のほか、大東市というまちをより良くしたいと活動する人はすべて参加することができる。

2 市および市民等は、互いに個性や能力を発揮できるよう尊重し、協働のまちづくりを推進するものとする。

【解説】

この条は、地域の公共的な課題の解決は行政だけで取り組むことではなく、市民、事業者、市民活動団体、地域活動団体などの多様な主体が、行政との協働と連携により取り組むべきものだということを規定しています。

本条例では、第9条第2項で「協働」の定義を「それぞれの自覚と責任の下にその立場や特性を尊重しつつ、対等の立場で協力して取り組むこと」としています。地方自治の原点は、自分たちの地域を自分たちで治めることですので、個々の主体と行政がそれぞれの特性を活かして協働を進めることにより、多様な市民ニーズに対応出来るサービスの提供が可能となります。また、これらの活動により、個性や能力を豊かに発揮出来る地域社会が形成されると考えています。

なお、「市民」には、外国籍の住民や青少年、子どもも当然含まれています。

(市民と行政との協働推進)

第21条 市は、協働のまちづくりを進めていくために、市民等が自立して活動するための仕組みや協働のルールを整備し、必要な支援を行わなければならない。

2 市は、重要な施策の企画立案、実行、評価の各段階において、適切な協働の手法を整備しなければならない。

【解説】

この条は、協働のまちづくりを推進するためには、市民等が活動しやすい環境が不可欠であり、その仕組みや協働するためのルール、必要な支援を行うことを市に義務づけていることを規定しています。市は重要な施策や事業の各段階において、その進捗や熟度に応じて、適切な協働の手法を整備しなければなりません。

「協働のルール」とは、「大東市市民活動に関する市民懇話会」からの答申を受け、市が平成17年度中に策定する「市民と行政との協働指針」を指しています。これは、市民と行政が未だお互いの考え方や立場への理解が進んでいないため、円滑に協働を推進させていくために整備するものです。

また、「重要な施策の企画立案」への参画の例としては、審議会等委員の市民公募制度があり、これは、平成14年度に「大東市審議会等の委員の公募に関する規程」を制定して実施しています。

(人材づくり)

第22条 市は、市民等がまちづくりの担い手となるように、自主的に学び、活動できる環境の整備に努めるものとする。

【解説】

この条は、市のまちづくりの重要な担い手である市民や事業者が、まちづくりなどのための知識や技術を自主的に学んだり、活動できる環境の整備に努めたりしなければならないことを規定しています。

市民が積極的、意欲的にまちづくりに取り組むためには、参画に対する強い動機付けが持続することが大切です。大東市では、平成18年度から住道駅南側に生涯学習センターを開設します。この生涯学習センターを拠点にして、今後、市民の自主的な学習や活動が支援される予定です。

(子どもの育成)

第23条 市は、保護者、地域住民、関係機関と密接な協力・協働の体制を確保し、子どもが夢と希望を持って未来を担うことができるよう、子どもの健全な育成に積極的に取り組まなければならない。

【解説】

この条では、子どもの育成について、地域ぐるみで協力・体制づくりを行っていくなど、積極的に取り組まなければならないことを規定しています。

まちづくりの原点は、人づくりです。子どもたちを見守り育てていく環境が重要であり、次代を担う青少年・子どもが、早い段階からまちづくりに参画していくことが人づくりにつながると考えられます。換言すれば、子どもの育成は、持続可能な高齢化社会に対処する1つの有力な手段であると考えられることも出来ます。

(コミュニティ)

第24条 市民等は、防災など地域の課題の解決や豊かな地域社会を実現するため自主的に形成された組織(以下「コミュニティ」という。)に対し、協力するよう努めなければならない。

2 市は、コミュニティの自主性と自立性を尊重し、その活動に対して平等に取り扱い、公益的な活動に対して、必要に応じて支援するよう努めなければならない。

【解説】

この条は、住民自治の根本である地域のまちづくりを定めたもので、市の執行機関等は、地域社会を多様に支える自主的・自立的な地域のまちづくりを支援し、市民は、その活動に協力していくことを規定しています。

「コミュニティ」とは、豊かな暮らしを自ら実現するために市民が自主的に集まった公益的な集団・組織を指し、自治会、町会などに代表される地域の人による地縁型のコミュニティと、あるテーマに関心のある人たちが集まって活動するテーマ型のコミュニティに大きく区分されます。両者とも、住民自治の担い手として非常に重要です。

(危機管理)

第25条 市民等は、危険を回避し、災害に対する準備を行うなど、自らの生命、身体および財産を守るため、日頃から適切な防衛策をとるよう努めなければならない。

2 コミュニティは、関係機関や市と協力し、地域住民が安心して生活できるような対策をとるよう努めなければならない。

3 市は、これまでの経験と知識を踏まえ、市民等の生命、身体および財産を守るため、迅速かつ適切な対応ができる体制を確立するとともに、市民等の自助努力を支援し、関係機関や市民等との連携、協力を努めなければならない。

【解説】

この条では、安心、安全のまちづくりのために、市民、コミュニティ、市長は、それぞれの役割を担っていくべきことを規定しています。

市長は、市民の生命や財産を守るために、数々の施策を行う必要がありますが、市民一人ひとりも災害や犯罪に備え、工夫を行い、その被害に会わないように努める必要があります。

第7章 意思表示

(パブリックコメント)

第26条 市は、意思形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るため、市民生活や事業活動全般に広く影響を与えるような重要な条例や計画を作成する場合は、事前に案を公表し、市民等が意見を提出できる機会を設けなければならない。

【解説】

この条は、市民等の市民参画の一手段として、重要な条例や計画を作成する前は、案を公表し、この案に対し、意見を述べる機会を設けなければならないことを規定したものです。

意思表示の手段としては、パブリックコメント手続制度のほかにも、市民アンケートによる意見聴取や公聴会、ワークショップ、シンポジウムの開催など、対象事業の規模や内容に応じ、様々な手法がありますが、それぞれの事業の性質（ハード、ソフトなど）や段階（立案、実施、評価など）に応じて最も効果的な手法を選択していくべきだと考えています。

大東市は、平成15年10月からパブリックコメント手続制度を実施しています。

(意見、要望への対応)

第27条 市は、市民等から市政一般に関する意見や要望を受けたときは、迅速かつ誠実に対応しなければならない。

【解説】

この条は、市民からの意見または要望の取り扱いについて規定したものです。

市の執行機関等は、市民からの意見、要望を、迅速かつ誠実に対応するとともに、対応の経過や結果等の記録を行い、公開していく必要があります。現在、本市では、市長への手紙をはじめ、市民からのさまざまな要望・相談については、一つ一つ迅速かつ誠実に対応するとともに、要望相談記録表により記録、蓄積しています。

(住民投票)

第 28 条 18 歳以上の永住外国人を含む市内に在住する者は、市政に関する重要な事項について、その総数の 3 分の 1 以上の署名により、市長に対し、住民投票の実施を請求することができる。

2 前項の請求には、投票に付すべき事項その他住民投票の実施に関し必要な事項を明記しなければならない。

3 市は、住民投票の実施が請求された場合における当該請求に関する意思、また、住民投票を実施した場合における住民投票の結果については、できる限り尊重しなければならない。

【解説】

この条は、住民投票の実施について規定したものです。

住民投票は、議会による間接民主主義を補完する制度であるため、市政に関する重要事項についてのみ実施するものです。この条例では、重要な部分のみを定め、発議手続などの詳細部分に関しては、別に定めるものとします。

発議権は、18 歳以上の永住外国人を含む市内在住者としていますが、これは、永住権を持つ外国人は、日本国籍のある人と同様の生活をしていることと、法律で制限されていないことから住民投票から排除する理由はないと考えているからです。

市長は、住民投票の請求が成立したときは、速やかに住民投票条例を議会に提案しなければなりません。また、議会は、住民の 3 分の 1 以上の署名が集まったという事実を尊重し、適切な措置をとらなければなりません。

なお、住民投票については、請求が成立した段階で自動的に住民投票実施が決定する常設型の住民投票条例の策定が望まれます。

住民投票の結果は、法的拘束力はありませんが、市民の意思を真摯に受け止め、議会と市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

第 8 補則

(条例の見直し)

第 29 条 市長は、社会情勢の変化などにより、この条例の見直しを行う必要がある場合は、速やかにその手続をとらなければならない。

2 市長は、この条例の見直しにあたっては、市民等の意見を広く聴かなければならない。

【解説】

この条は、この条例の見直し規定について規定したものです。

今後の社会情勢や経済情勢の変化は、さらにテンポを早めることも想定され、条例内容が時代に合致しなくなったり、適合性がなくなったりすることも考えられます。そこで、条例の見直しについては、特に年限を設けず柔軟に的確に対応することとし、あえて見直しの年限は入っていません。

条例見直しの発議権は、形式上、市民にないように思われますが、住民からの改正の必要があるなど意見を聴いたり、要望が出されたりしたときは、その必要性を庁内で検討した上で、検討が必要という結論が出た場合は、速やかに改正手続をとらなければなりません。

付則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行します。

【解説】

この付則は、この条例の施行日を示したものです。